

女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人博愛仁志会 行動計画

女性職員がその能力を発揮し活躍できるように雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～ 令和5年 5月 25日までの 期間

2. 内容

目標 : 男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度 (育児休業を除く)の利用実績を1人以上とする。

<対策内容>

令和4年4月～ 法令上の制度についての情報収集等を行う。

令和4年9月～ 就業規則や現行の制度を確認しながら制度について分かりやすく簡
潔にまとめたものを作成する。

令和5年1月～ 作成したものを使用して、法人のホームページや事業所への掲示な
どを行って、職員に周知を行う。

育児休業から復帰後の職員や、小さい子どもをかかえる職員などの
子育て期の女性職員の継続就労につながる雇用環境の整備を整え
る。